

公益財団法人 公益法人協会 第44回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成29年12月11日(月) 15時～17時5分
- 2 開催された場所 仏教伝道センター 8階「和」
- 3 理事総数及び定足数
 総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名

(出席) 雨宮(時枝)孝子、片山正夫、岸本幸子、黒田(角谷)かおり、鈴木勝治、
高宮洋一、田中皓、鶴見和雄、橋本大二郎、早瀬昇、堀田力、山岡義典
(注) 橋本理事は第1号議案決議後に、岸本理事は報告事項9説明時に着席した。

(欠席) 浦上節子、太田達男、福原義春

(監事出席) 谷村啓、中田ちづ子、平川純子

(評議員傍聴) 秋山孝二、浅野有、上保紀夫、木村裕士、高橋洋、振角秀行、蓑康久、
山本雅貴、吉井實行、渡邊鑑

(顧問傍聴) 岡本仁宏
(注) 本理事会には傍聴を希望する評議員10名及び顧問1名が同席した。
- 5 議題
決議事項
 第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件
 第2号議案「『役員及び評議員の報酬並びに謝金に関する規則』の制定」の件
報告事項
 ① 会長への委嘱業務について
 ② 法制審における公益信託法改正案の状況
 ③ 個人情報管理規則
 ④ 平成29年度事業及び財務の進捗状況
 ⑤ トップ・マネージメントセミナーの開催
 ⑥ Independent Sector(1S) 年次大会
 ⑦ 内閣府主催「寄附に関するセミナー」
 ⑧ 監事会報告
 ⑨ 政府、与党等への提言・要望活動
 ⑩ 東日本大震災 草の根支援組織応援基金
 ⑪ 新刊発行に伴う新規セミナー、研究会、シンポジウム企画
 ⑫ その他の報告（その他職務執行状況等）
- 6 議事の経過及びその結果
(1) 定足数の確認等
 冒頭で鶴見常務理事より、理事総数15名中10名が出席、2名は後ほど到着する予定であり

3名は欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認し、続いて、岡常務理事から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会の傍聴を希望する評議員10名及び顧問1名の同席が了承された。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した後、議事録署名人を定款第52条の規定に基づき雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

雨宮理事長より、評議員会を下記要領にて招集することについて定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時： 平成30年3月12日(月) 15時開始

場所： 如水会館

目的である事項等： 平成30年度事業計画書及び収支予算書等の承認等

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案「『役員及び評議員の報酬並びに謝金に関する規則』の制定」の件

鈴木副理事長より本案について説明があった。説明によると、理事長の委嘱によって生ずる非常勤理事の業務執行に伴う交通費の支払いについて、当協会「役員及び評議員の報酬並びに謝金に関する規程」には具体的な支払方法の規定がないことから、本規則を制定し、具体的な金額の支払方法を定めたい。同規程第11条には「この規程の実施に關し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める」とあることから、これに基づき理事会に承認を求めるものである、とのことであった。

本案に関して、次の意見及び質疑応答があった。

(雨宮理事長) (この規則は公開するのか、との質問に対して)この規則は内規という位置付けであり、必要はないので公表しない。また、他の公益法人の方もこれに倣う必要はない。

(中田監事) 規則案にある「頻回」とは月何回のことなのか、例えば5回なのか。理事長が個別に承認するということだが、具体的にはどのようなケースを想定しているか。

(鈴木副理事長) 理事長による個別の承認は原則、頻回の理事本人からの申し出により承認するものであり、実費精算を希望する理事については従前どおり、その都度精算する。

(中田監事) 月5回未満なら実費精算、5回以上では申し出があれば個人ごとに定額支払するという意味か。

(鈴木副理事長) 個人ごとに検討することになる。

(中田監事) 出勤することが適正かどうかの判断は、別の方が行うのか。

(田中理事) こういう規程ができれば、スムーズになると思う。ある程度の定額支払は容認されるという理解でよいか。

(鈴木副理事長) 試験的にやってみる、という部分はあるが、株式会社などで行われている方法に倣った規定である。

(雨宮理事長) 公益法人協会では今、これが必要ということである。

(橋本理事) わざわざこういう規程をつくる事情がある、ということか。

(鈴木副理事長) 頻回であれば定額支払ができるなどを、明確にしておく必要がある。特定の個人がその都度精算するより、定額で精算することが便宜であるために作成した。理事会・評議員会に出席した時の報酬は従前の雑所得で行っているところも多いが、最近の傾向として給与所得にするという情勢になっており、源泉徴収義務も発生する。最高裁の判断も出たことであるし、通勤費ということで非課税であるという面もはつきりさせたい。

(雨宮理事長) 交通費ではなく、乙欄の報酬とみなすことになるか。

(中田監事) 最近、源泉所得税の税務調査が多い。実費相当額を少し超えた額を報酬としようという動きがある。委員の報酬は給与である、という通達もある。公益法人協会が税制改正要望に上げなくてはいけない項目ではないか。

(雨宮理事長) 5,000円を超えた場合はどうするのか。妥当かどうかという議論が当然出てくる。交通費なのか報酬なのか、法人が決めて良いものか、とか。

(田中理事) 出張精算は別途ということか。

(雨宮理事長) そのとおりである。

(鈴木副理事長) 形式的に正しいことと、実態の運用との兼ね合いもある。タクシーを利用する場合としない場合とあり、逐一その経路を確認する必要が本当にあるのだろうか、ということが今回の規則制定案策定の出発点となった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

① 会長への委嘱業務について（雨宮理事長）

現在療養中の太田会長の病状報告とともに、理事長が会長へ委嘱する業務の項目について説明があった。会長が12月中旬に講師を務める予定であった他団体主催の研修会は、鈴木副理事長が代理で務める予定である、とのことであった。

② 法制審における公益信託法改正案の状況（鈴木副理事長）

公益信託法の改正案については、明日12日に開催する法制審信託法部会の開催後に、法務省からのパブリック・コメントを経て、法律案要綱に付される予定であり、公益法人協会は、その内容等について、11月の法制・コンプライアンス委員会合同会議に報告した、ということであった。

同報告について、次の意見があった。

(平川監事) 信託法第258条の目的信託は、委託者に権限があり受益者の定めがないということが共通であり、公益信託をその種類の一つにしていたが、公益信託は一つの新しいカテゴリーであり、全く使われていない目的信託の一つにするとは何事だという意見があった。受益者の定めのない信託のうち公益を目的とするもの、から、公益信託は学術、技芸など、公益を目的とする受益者の定めのないとの規定に改めた。法務省としては目的信託さようならということだが、一部の学者、弁護士から

は異論もある。受託者の資格要件に、公序良俗に反するもの（認定法第5条）を排除することが挙げられていないことも、検討の余地がある。また、法人だけでなく個人も受託者になり得るかということについては、両説ある。

(田中理事) 公益信託の会計、財務三基準について。金銭助成の場合は適用しないとある。これが通れば、公益法人制度の改革にもつながるのか。

(鈴木副理事長) 助成金だけなのか、奨学金をやっているとかも曖昧である。いきなり試案に入れられたので、そのまま法律案要綱に入るかどうか、保証の限りではない。公益法人制度と公益信託法がパラレルになればよいが、と思っている。

(山岡理事) そもそも収支相償は事業型の公益法人にとってのもの。助成型法人にはなじまない。あまり議論しないで、そのまま法案を通しておいていただければありがたい。

(平川監事) それは、勝ち取ってからにしたいと思う。

(雨宮理事長) 目的信託を、一般法人と同じに二階建て方式にして考えているのはおかしい。法制審では、ぜひ委員の平川監事に頑張っていただきたい。

③ 個人情報取扱規則（鶴見常務理事）

本年6月の理事会にて制定した、個人情報管理規程の取扱細則に当たる同規則について内容とともに、理事長決裁により本日付で施行される旨の報告があった。

④ 平成29年度事業及び財務の進捗状況（鶴見常務理事）

報告によれば、10月末までの7ヶ月実績について、経常利益は基準値58.3%を5%ほど超え、概して順調であると言えるものの、主要事業であるセミナー、出版は新たな工夫が必要である。また、10月末までの入会は、計画に対して大きく未達であるので、巻返しを図りたいとのことであった。

⑤ トップ・マネージメントセミナーの開催（鶴見常務理事）

11月20・21日に神奈川県葉山町で開催された同セミナーについて報告があり、来年度のテーマは公益法人制度10周年を踏えたものにしたい、との所感があった。

⑥ Independent Sector (IS) 年次大会（鶴見常務理事）

米国の中間支援組織であるIndependent Sector (IS) が10月25～27日に開催し、参加者1,500名を集めた年次大会について、参加報告があった。

⑦ 内閣府主催「寄附に関するセミナー」（鶴見常務理事）

12月7日に開催された同セミナーでは、50%の公益法人が寄附制度を持っていないことが公表されたが、寄附について実際は関心がある法人は多く、当協会は内閣府との協業の中で何らかの活動をし、寄附市場の底上げと拡大に貢献することができる、とのコメントがあった。

⑧ 監事会報告（鶴見常務理事）

11月14日開催に監事が開催された本年度第2回の監事会上において、上期の事業、財務の状況について報告したとの説明があった。

⑨ 政府、与党等への提言・要望活動（鶴見常務理事）

以下の報告等があった。

・11月2日、EU議会議員団が来日し意見交換を行った。特に、災害時の支援者の情報

管理は、オールジャパンとしての課題である。

- ・「かわさき市民しきん」の不認定答申に対して提出した質問状について、神奈川県から11月21日付で回答ができない旨の連絡があった。ある法人が寄附を集めて助成金として他法人に出す場合、神奈川県公益認定等審議会は、実際に寄附を集めている団体の公益性は認めるが、助成金を出す相手先の公益性は分からないとしているが、一方で、助成先の公益性がどうかということを市議会が調べるための資料を出せということは辻褄が合わず、この見解によると助成する先がすべて公益法人でなくてはならない、ということになる。また、会員を対象にしたセミナーを行った場合、公益性があるのかどうか、その人材の能力が高まるだけであり、間接公益である、ということと同じだと言わわれている。当方でさらに分析し、質問状を連名で提出した他の3団体と協議したい。

⑩ 東日本大震災 草の根支援組織応援基金（鶴見常務理事）

同基金では、今月の被災地現地調査を経て、1月初旬に公募開始、2月中旬に配分委員会を開催し、3月の理事会にて914万円の助成金配分を決定する予定である、とのことであった。

⑪ 新刊発行に伴う新規セミナー、研究会、シンポジウム企画（鈴木副理事長）

2018年早春セミナーと題し、機関誌で好評連載した記事をベースにして出版する『運営・会計実務カレンダー』を元にしたセミナーを開催する予定であるが、これは、新規設立法人や、既存法人でも代替わりの役職員が多いため企画したものである。また、2018年12月には新制度施行10周年を迎えるので、他団体との連携を視野に入れた研究会やシンポジウムを計画中である、とのことであった。

⑫ その他の報告（職務執行状況報告等）

上記(11)までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」（出版、Web、国内外連携）が鶴見常務理事、公2「支援・能力開発」（相談室、セミナー、機関誌、情報公開）が鈴木副理事長及び鶴見常務理事、公3「調査研究・提言」（各種研究会、専門委員会、提言・要望活動）が雨宮理事長及び鈴木副理事長、「法人管理」（役員会、会員、社内システム、団体保険）が鶴見常務理事であった。

また、最後に鶴見常務理事より、平成30年度事業計画書、収支予算書等の承認等に係る次回理事会の開催（3月7日、場所未定）について連絡があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時05分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成29年12月11日

代表理事 雨宮 孝子 (時枝孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちづ子

監 事 平川 純子